般競争入札の実施(水産振興課)......七

家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書の返納があった旨の通報 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を書換交付した旨の通報

(畜産振興課) (畜産振興課)

口

報

○告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要

目

次

毎週火・金曜日発行

4月18日 (金曜日)

申請者の氏名又は名称及び住所

令和七年四月十八日

山口県知事

村 岡 嗣 政

令和7年

山口県告示第百四十三号

する。 評価に関する事項を記載した書面は、令和七年四月十八日から同年五月九日までの間、 山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供 づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。 当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基

、環境政策課) ……… 工場又は事業場の名称及び所在地 特定施設に関する事項 所在地 名称 氏名又は名称 種類、構造及び使用時間間隔等 所 周南市開成町四九八〇番地 株式会社レゾナック徳山事業所 株式会社レゾナック 東京都港区芝大門一丁目一三番九号

第一		"	二七-ヌ	種類	
字	「二七-ヌー」は、k	五.	110	能。(************************************	丰
製 🦩	ド質号蜀方上去	"	令 五 九 七 、 一 六	年予工 月 月 日定手	
の用に供す	を を 行 合 (召	"	令和八、 二、二八	年予工 月 完成 日定成	EI.
ガ - ス -	和四十六年文令第写八十	"	令和 三、 一	年予使 月 開 日定始	
洗浄施設をいう。	义育第写し	"	連続	間使用時間 隔間	
。 万 5	7 클	"	二四時間	時の日の世界の関連に	
万克多	長育一	"	変動なし	動の節の概要を	

申請者

住 名

所 称

長門市三隅上一三三二番地 有限会社キャロットたむら

産業廃棄物処理施設の設置の場所

代表者の氏名

No. 1

排

排

 (\Box) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

															する。	て準用	この表について準		表の備考は、	(-) O	備考
		"		"		"	,	"	"		"		"		"	"	,	"		"	
		〇 ・ 四		0.011	四	0	0 : 13		三						0	<u>-</u> -\八		九		二七-ヌ	
	通常	大	最	常常	大通	最	常	通	大	最	常	通	大	最	畑常	大通	最	常	通		
日当たりの量	汚水等の一	mg / e	燐 ξ	b		(mg / ℓ 素		窒	mg質 / e)量	物	遊	浮	(mg 求 是 量	酸素	化学的		(水素指数)	素 イ オ	水	類	種
	()			値		の	能	状	染		汚		の	等	水		汚				

兀 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

水		水	
六 · 八 八 . 五	通常最大	水素イオン濃度	排
<u>六 ≀ 八</u> 四	通	 化 学 的	出
·	常最	酸素要求	水
· 九	大通	√ℓ)ℓ)戸	の
四	常最	遊物質	汚
六 九	大	/ 	染
検出せず	最大	(mg鉱油類 ℓ)	状
・	通常	室	能
	最大	(mg / ℓ) 素	
七 0	通	- N	0)
· 	常最	が Mag	値
〇 · 四	大	mg / e	
四三五、七三九・	通常	担出力の一.	-
五	最	日当たりの量	
七四〇	大	m	3

山口県告示第百四十四号

口

の六第一項の規定により、次のとおり産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があっ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第十五条の二

山

査の結果を記載した書類は、令和七年四月十八日から同年五月十九日までの間、山口県 長門環境保健所及び長門市市民生活部生活環境課において公衆の縦覧に供する。 当該申請書及び当該変更をすることが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調

令和七年四月十八日

山口県知事

村 岡 嗣 政

Ŧ.

申請年月日

令和五年十二月八日

山口県告示第百四十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

その関係図面は、令和七年四月十八日から一月間山口県土木建築部道路整備課におい

及び一三四三番 七、一〇七五二番、一三二五番一から一三二五番六まで、一三二九番、 九〇、一〇七五一番九一、一〇七五一番九三、一〇七五一番九五、一〇七五一番九 長門市三隅上字毛無谷一〇七五一番一九、一〇七五一番二〇の一部、 一三三四番一 一〇七五一番

産業廃棄物処理施設の種類

安定型最終処分場

産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず(がれき

兀

類を除く。)、陶磁器くず及びがれき類

路の区域を変更する。

路

線

名

供

用

開

始

0)

X

間

供用開始の期

日

Ш

口県知事

村

岡

嗣

政

豊県田

二隅線道

長門市渋木字西崩原

○○九九の二○地先

令和七年四月十九

長門市渋木字西崩原一〇〇九九の二四地先

山

般の縦覧に供する。

令和七年四月十八日

その関係図面は、令和七年四月十八日から一月間山口県土木建築部道路整備課にお

路の供用を開始する。

道路法

(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、

次のとおり道

八、

Ŧī.

"

八

"

П

山口県告示第百四十六号

て _ 般の縦覧に供する。 令和七年四月十八日

路 道路の種 線 名 類

道路の区域

山口県知事 村 岡 嗣 政

豊田三隅線

(八二) 令和七年度危険物取扱者保安講習の実施

年度危険物取扱者保安講習を次のとおり実施します。 消防法 (昭和二十三年法律第百八十六号)第十三条の二十三の規定に基づき、令和七

令和七年四月十八日

受講対象者

扱作業に従事する危険物取扱者 消防法第十三条の二十三に規定する製造所、 貯蔵所又は取扱所において危険物の 取

山口県知事

村

岡 嗣

政

講習の日時及び場所

令和七、 給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対する講習 時 場

" 0

弋 几

正午まで午前九時から

所

下関市消防訓練センター

山口県総合保健会館山口市吉敷下東三丁目一 番一

正午まで 午後四時まで 角島漁業協同組合下関市豊北町大字角島二一七一の三 公益財団法人周南地域地場産業振興センター周南市鼓海二丁目一一八の二四 いわくに消防防災センター

午後四時まで 山口県農業協同組合宇部統括本部宇部市大字川上七四 いわくに消防防災センター

九、

"

 \equiv

"

__

"

正午まで 午前九時から 柳井市文化福祉会館柳井市柳井三七一八

午後四時まで 防府市創業・交流センター

"

八

九 正午まで 阿武町町民センター

午午後 四時 時まで 萩市総合福祉センター 光地区消防組合消防本部

Ó

"

五

 \equiv

	令	和 7	年	4 }] 18	日	金	曜日	1	Д	1	П		県	;	幸	8		(定	钥)			第 58	97 -	号	
		"	"		"	く オ	冷 泪匕	i di	おし、一、一、一、五、一、五、一、五、一、五、一、五、二、五、二、五、二、五、二、五	"	"	"	"	/	, <i>n</i>	令和七		危険物	二石油	"	"	,	<i>'</i> /	"	"	"
		"	"		"			日日日	一色食勿又及一〇及び二に掲	九、	"	八、	"	8	, <i>1</i> ,	t	日	危険物の取扱作業に定する特定事業所に	石油コンビナ	"	_	- -	"	"	"	"
		二九	五五		七	·	Ц	計し文	音こ 寸		二六	<u> </u>	\equiv	ニ ナ		_ /\		業に従事	ート等	=	t	- - ر ن	九	二 -	_ 七	三
			午後四時まで	2 年 1	三年 まずから	午後四時まで	炎一 寺	指常に対する経験	以外	"	午後四時まで午後一時から	正午まで午前九時から	午後四時まで午後一時から	正午まで	方し寺	午後四時まで	j Z	危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に定する特定事業所における危険物施設(↓に	等災害防止法(昭	11	"	•	"	"	//	正午まで 午前九時から
	県 農業協	宇部市大字川上七四	いわくに消防防災センター		光地区消防組合消防本部	専門消防電総刊こ 名	7川東センター	揚	の危険物施設において危険物の取扱作業に従事	公益財団法人周南地域地場産業振興センター周南市鼓海二丁目一一八の二四	いわくに消防防災センター	" "	" "	山口県農業協同組合宇部統括本部	ポケスト!!! わくに消防防	公益財団法人周南地域地場産業振興センター居南市彭海二丁目一一バの二匹	可放弃 二十一人):	取扱者に対する講習 (一に掲ける危険物施設を除く。)において	(う) こうぎ (こう) 第二条第六号に和五十年法律第八十四号) 第二条第六号に	下松市消防本部	山口県漁業協同組合野波瀬支店長門市三隅下三七〇カの三	万三禺、三二) 1 県漁業協同組合湊	門市東深川一一益財団法人周南	市鼓海二丁目一一八の二	下関市肖坊訓谏センター	ラポールゆや
五	五受護		四提出	全協会	口市桜畠	各譁	三 受講	"	"	″	"	"	″	"	"	"	"	″	"		″	"	"		"	"
五千三百円に相当する	受講手数料	受講申請書	提出書類	云連合会	医晶三丁!	各講習実施日	申請書の提出	_	"	"	"	"	_						,						a	
に相当す				に提出す	三丁目二番一号	0	の提出期	一、 一三	1110	二四	一 七	_	〇 _、 九	〃二六	"	二四	″ 	<i>"</i>	九		″ 二八	" — — — — — — — — — — — — — — — — — — —			八、一九	, = 0
Щ				全協会連合会に提出すること。	号(郵便番号七五	四週間前までに、受講場	[期限及び提出先	<i>"</i>	"	"	午後四時まで	"	正午まで	//	午後四時まで	"	<i>"</i>	正午まで	"	・ 午後匹時まで	午後	正午まで 午前九時から	"	午後四時まで	干浚一庤	正午まで
口県収入証紙を受講申請書の所定の欄に貼ること。この収					(郵便番号七五三−○○二一) 一般社団法人山口県危険物安	講場所の所在する地区の危険物安全協会又は山		下松市消防本部	萩市総合福祉センター	公益財団法人周南地域地場産業振興センター周南市鼓海二丁目一一八の二四	下関市消防訓練センター	山口県総合保健会館山口市吉敷下東三丁目一番一号	柳井市文化福祉会館柳井市柳井三七一八	いわくに消防防災センター	"	消防本部	公益財団法人周南地域地場産業振興センター周南市鼓海二丁目一一八の二四	光地区消防組合消防本部	" "	防	防府市八王子二丁目八番九号	" "	山口県農業協同組合宇部統括本部宇部市大字川上七四	・交流センター	府市八王子二丁目八番	" "

令和·

ť

Q

午午

後五時まで前九時三十分から

山口県総合保健会館山口市吉敷下東三丁目

番

所

場

"

日

 (\Box)

警報設備

県

受講対象者

次に掲げる講習区分ごとの消防設備士免状を所持している者

第 597 号

入証紙には、 その他 消印をしないこと。

貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。 九)又は一般社団法人山口県危険物安全協会連合会 部、 九)にすること。 受講案内、受講申請書等の請求及びこの講習についての問合せは、 山口市滝町一番一号 郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、 山口県総務部消防保安課 (電話〇八三-九二三-七七九 (電話〇八三-九三三-二三九 最寄りの消防本 又は切手を

八三 令和七年度消防設備士講習の実施

消防設備士講習を次のとおり実施します。 消防法 (昭和二十三年法律第百八十六号) 第十七条の十の規定に基づき、 令和七年度

令和七年四月十八日

口県知事 岡 嗣 政

Ш 村

警報設備 甲種第四類、 乙種第四類又は乙種第七

口

乙種第三類

消火設備

甲種第一

類、

甲種第一

類、

甲種第三類、

乙種第一

類、

乙種第二

一類又は

 (\equiv) 避難設備·消火器 甲種第五類、 乙種第五類又は乙種第六類

講習の日時及び場所

山

消火設備

令和七、 \exists 九 \equiv 午後五時まで午前九時三十二 時 分から

兀

"

山口県総合保健会館山口市吉敷下東三丁目 番

ンター公益財団法人周南地域地場産業振興セのが対団法人周南地域地場産業振興セ

ンター公益財団法人周南地域地場産業振興セの益財団法人周南地域地場産業振興セ

 (\equiv) 避難設備・ 消火器

 \mathbb{H}

令和七、 <u>-</u> 午後五時まで午前九時三十分から

山口県総合保健会館山口市吉敷下東三丁目一

番

号

所

ンター公益財団法人周南地域地場産業振興セ公益財団法人周南地域地場産業振興セ

山口県総合保健会館山口市吉敷下東三丁 Ħ 番 号

講習の科目

"

"

"

"

"

工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事

項

- 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項
- 効果測定

 (\Box)

四 講習の一部免除

○に掲げる科目の受講を免除する。 の種類の講習を受けた後六月以内に他の種類の講習を受けようとする者は、

三

の

Ŧ. 受講申請書の提出期間及び提出先

桜畠三丁目二番一 令和七年七月二十五日(金曜日)から同年八月八日 号 (郵便番号七五三—〇〇二一) 一般財団法人山口県消防設備協会 (金曜日) までの間に、 Щ

市

提出書類

に提出すること。

受講申請書

た無帽、正面向き及び上半身像のものとする。 写真(縦四センチメートル、横三センチメートルとし、 出願前六月以内に撮影し

七 受講手数料

所

と。この収入証紙には、 講習区分ごとに七千円に相当する山口県収入証紙を受講申請書の所定の欄に貼るこ 消印をしないこと。

その他

明記の返信用封筒を同封の上すること。 九)又は一般財団法人山口県消防設備協会 こと。郵便で問い合わせる場合は、 受講案内、 山口市滝町一番 受講申請書等の請求及びこの講習についての問合せは、 号 山口県総務部消防保安課 往復はがきを使用するか、 (電話〇八三-九二三-七七七八) にする (電話〇八三-九三三-二三九 又は切手を貼った宛先 最寄りの消防本

産大臣から次の家畜につき、

令和七年四月十八日

(八五) 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書の返納があった旨の通報

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第八条第一項の規定により、

種畜証明書の返納があった旨の通報がありました。

山口県知事

村

畄

嗣

県

 \Box

山

(八四) 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を書換交付した旨の通報

産大臣から次の家畜につき、種畜証明書を書換交付した旨の通報がありました。 家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第八条第一項の規定により、 農林水

令和七年四月十八日

山口県知事 村 岡 嗣 政

一三...

四五〇

H D E

11

 \equiv

0

11

11 11

三二四三五〇 HD五〇

"

六、

"

11 11

11

Ħ,

二六

11

11 11

一三 〇四

五五〇

そ

0)

他

城

県級外

ットプライフーズ株式 日国市錦町宇佐郷

番号証明書

名

前

品

種

生年月日

産

地

成検 績査

び氏名又は名称飼養者の住所及

	六〇四〇四〇	三二四〇四〇	六〇〇二二	六〇〇二七〇	三二四〇四〇二九〇	三二四〇四〇二七	三二四〇四〇	1100111		番音証明書
	G 国 R 国 〇 国	C 四 Z 五	COEZ Z	G四R三八七	K D O: :::	K D O 1 O	K D 〇 九	K D 〇 五	C BB	名
										前
	"	"	"	"	"	"	"	"	その他	品種
	一令和五、二八 ○、二八	令和六、二 二、二、二		一〇、二八	" " !	" — —	" " 一 四	七、一〇	令和五、二六	生年月日
	"	"	"	"	"	"	"	"	宮城県	産地
	"	"	"	"	"	"	"	"	県 級 外	成検 績査
	11 11	11 11	11 11	11 11	11 11	11 11	11 11	11 11	ター 会社山口AIセン	び氏名又は名称
_										

五〇〇三六

H

三四九

11

11

11 11

五三二三〇四〇 HD

三三六

11

令和、五、

九

11

11 11

二 二 0 三 四 0

H

四七

11

令 九和 二、

二七

11

11 11

五〇〇四一日日三五四

11

九

"

11 11

(八六) 種畜証明書の交付

号の種畜証明書を交付しました。 次の家畜につき、家畜改良増殖法 (昭和二十五年法律第二百九号) 第四条第一項第二

令和七年四月十八日

山口県知事 村 岡 嗣 政

政		農林水	
四二二五九四	九七九六〇	四二二六四七五四五七四	番号証明書
三六八四四二二五九) 関勝安(全和二〇二二子山黒一	卵山黒一三六六一九七九六〇)知久六三四(全和二〇二二子受	六四七四四二二一五)福輝姫(全和二〇二一子山黒一	名前
"	"	黒毛和種	品種
一令 ○和 、四、 四	二、二五	一令和三、一四	生年月日
"	"	山口県	産地
"	"	級	成検 績査
<i>1</i> , <i>1</i> ,	" "	術センター 山口県農林総合技 美祢市伊佐町河原	が氏名又は名称

,			
/	٦	•	

	ΛΠ ('	- 4 月.	ΙОД	並唯 [<u>н</u>		示	Ϋ́V	!	()	上州/		炉	097	7
九三〇四四三九五九九	九	九〇〇四七九	九〇〇四六九	九〇〇四三五九	九〇〇四三五九	九〇四三五九	九〇〇四三五九	九〇〇四三五九	九〇〇四三五九	九〇〇三五九	九〇〇三八九	九〇〇三七九	九〇〇三六九	九三二四三五九	九〇〇三四三五九	九〇〇三三五九	九〇〇三二五九	九三 〇二 〇四 三五 一五 九
H D 四七	H D E E	H D 四	H D 四 五	H D 四九	H D 四三	H D 四六	H D 五 一	H D 五 〇	H D 四 八	H D 五三	H D 四 四	C 凹	HD五六	H D六二	H D 六四	HD六三	H D 六 一	H D 六六
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	その他
一九	"	" "	// // 八	二五五	" -	// // 八	"	" 二六	/ 一九	〃 二六	五、一四	六、二二	五、八	'' ''	" "	" " - 0	五	令和五、 二五
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	宮城県
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	級外
" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "	11 11	" "	11 11	11 11	11 11	" "	" "	11 11	ター 会社山口AIセン 岩国市錦町宇佐郷

(八七) 一般競争入札の実施

七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。 次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成

令和七年四月十八日

入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

山口県知事 村 圌

嗣 政

業務の名称及び数量

漁業調査船かいせいの定期検査業務

式

(--)

入札説明書及び仕様書による。

業務の内容

履行期間

 (\equiv)

入札参加資格

入札説明書による。

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定

する者でないこと。

九〇〇五七九 九〇〇五六 九〇〇五四五九 九〇〇五五八 C一一 九〇〇五五 HD六〇 九〇〇五三 HD五五 九〇〇五二 HD六五 九〇〇五一 C一二 HD五八 HD五九 H D 五 四 11 11 11 " " 11 " 六、 瓦 四、 Ŧ, \equiv \equiv 二八 四 11 11 11 11 " 11 11 11 " " 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11

記載方法

口

 (\Box)

札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配

地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入

- 人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業
- ている者であること。 号)又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加 告示第五十一号)に基づく資格審査において、船舶について特Aの等級に格付され する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示(令和七年山口県 びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(令和四年山口県告示第百七十九 務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並
- <u>(四</u>) ドライドックにおいて業務を行うことができる者であること。
- 契約条項を示す場所

長門市仙崎二八六一番地の三 山口県水産研究センター総務課

几 入札説明書及び仕様書の交付

口県水産研究センター総務課において交付する。

Ŧ. 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

る金額を入札書に記載すること。

額をもって落札価格とするので、

る額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金

入札者は、見積もった金額の百十分の百に相当す

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当す

提出場所

山

山口県水産研究センター総務課

 (\equiv) 受領期限

午前十時 令和七年六月二日午後五時十五分 (入札書を持参する場合は、令和七年六月三日

入札を執行する場所及び日時

場所

長門市仙崎二八六一番地の三 山口県水産研究センター会議室

 (\Box)

令和七年六月三日午前十時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

令和七年四月十八日発行令和七年四月十八日印刷 発発 行行 人所 山山 \Box_{\Box} 県 知県

事庁

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

八

- 入札参加資格のない者がした入札
- 記名のない入札
- ○及び□に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

落札者の決定方法

札者とする。 き定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落 山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づ

十 その他

契約担当者

山口県水産研究センター所長

契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

 (\Box)

契約書の作成の要否

 (\equiv)

契約保証金

(四)

免除する。

(五) をする場合は、令和七年五月二十六日午後五時までに、山口県会計管理局会計課 (電話〇八三-九三三-三九一五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請 に申請書を提出すること。

詳細については、山口県水産研究センター総務課 (電話〇八三七一二六一〇七一

一)に問い合わせること。

十一 Summary

(1) Division in charge of the contract: Marine Biology Research Institute, Yamaguchi Prefectural Government

2 fisheries research vessel Kaisei Nature and quantity of the service to be required: A regular inspection of the

Term of the contract: Specified in the tender manual

(4) Contact point for the notice: General Affairs Division, Marine Biology Research Institute, Yamaguchi Prefectural Government (Phone: 0837-26-0711)

Time-limit for tender: 5:15 P.M. June 2, 2025

(In case of bringing a tender:10:00 A.M. June 3, 2025)